

平成 29 年度事業報告書

平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日まで

特定非営利活動法人 インクルーシヴ・ジャパン

1 事業の成果

平成 29 年 5 月 1 日より、就労継続支援 B 型事業所「インクルーシヴ・松山 ヒカリのアトリエ」の受託・運営を開始し、何らかの障がいのため一般の仕事に就くことが難しくなった人や、一般就労に向けて訓練したい人など、25 名と契約し、アートを媒体とした就労支援を行っている。

一人ひとり違った背景と個性を持つご利用の方々の障がい特性に応じた環境づくりをしながら、それぞれの方の魅力を最大限に引き出し、生み出された作品を展覧会等によりご紹介させていただいたりヒカリのアトリエのブランドとして商品化したりしている。障がいのある方のアートの魅力を社会に広げていくとともに、ご利用の方々の居場所となり、自己肯定感を取り戻され一般就労に向け前進されるステップになっている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 (定款に記載した事業) | 事業内容 | 実施 日時 | 実施 場所 | 従事者 の人数 | 受益対象者の 範囲及び人数 | 支出額 (千円) |
|------------------------------|---------------------|----------|----------|------------|------------------|-------------|
| 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の受託・運営 | 就労継続支援 B 型事業所の受託・運営 | 通年 | 法人事業所内 | 10 人 | 25 名 | |
| | | | | | | |

(2) その他の事業

| 事業名 (定款に記載 した事業) | 事業内容 | 実施 日時 | 実施 場所 | 従事者 の人数 | 支出額 (千円) |
|------------------------|------|----------|----------|------------|-------------|
| 実施してい ない | | | | | |
| | | | | | |

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。